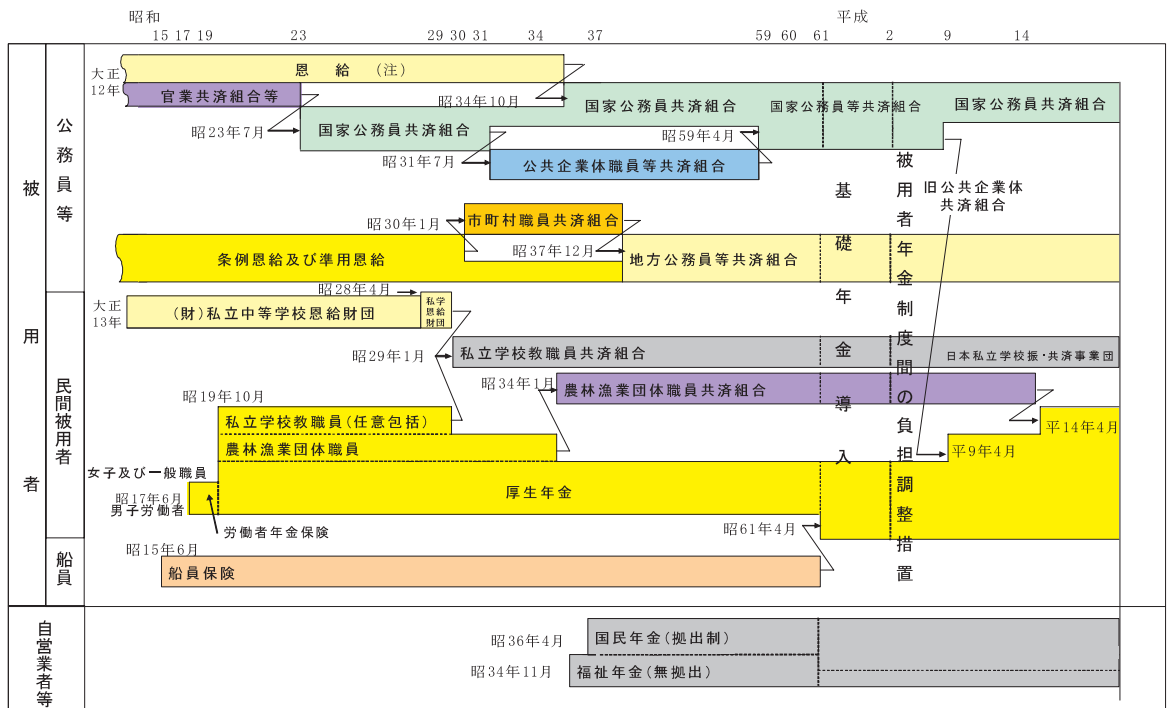


＜図 2－2＞公的年金制度の沿革



(注)明治8年に海軍退職令、同9年陸軍恩給令、同17年に官吏恩給令が公布され、これが明治23年、軍人恩給法、官吏恩給法に集成され、これが大正12年恩給法に統一された。

＜表 2－2＞主な年金制度改正の経緯

制度の創成	昭和 17 (1942) 年	労働者年金保険法の発足
	昭和 19 (1944) 年	厚生年金保険法に改称
	昭和 29 (1954) 年	厚生年金保険法の全面改正
	昭和 36 (1961) 年	国民年金法の全面施行 (国民皆年金)
制度の充実	昭和 40 (1965) 年	1万円年金
	昭和 44 (1969) 年	2万円年金
	昭和 48 (1973) 年	5万円年金、物価スライド制の導入、標準報酬の再評価等
高齢化への対応	昭和 60 (1985) 年	基礎年金の導入、給付水準の適正化等
	平成 2 (1990) 年	被用者年金制度間の費用負担調整事業の開始
	平成 6 (1994) 年	厚生年金 (定額部分) 支給開始年齢の引上げ等
	平成 9 (1997) 年	三共済 (JR共済・JT共済・NTT共済) を厚生年金に統合
	平成 12 (2000) 年	厚生年金の給付水準の5%適正化や裁定後の年金額の改定方法の見直し (賃金スライドから物価スライドへ)、厚生年金 (報酬比例部分) の支給開始年齢引上げ等
	平成 14 (2002) 年 平成 16 (2004) 年	農林共済を厚生年金に統合 上限を固定した上での保険料率の段階的引上げ、マクロ経済スライドの導入、基礎年金の国庫負担割合の引き上げ、有限均衡方式